

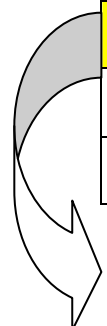
議案第15号	三田市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	平成25年度から狭間が丘給食センターを廃止し、ゆりのき台給食センター及び清水山給食センターで学校給食業務を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣旨】 平成25年度から狭間が丘給食センターを廃止し、清水山給食センターとゆりのき台給食センターの2センターで学校給食用物資の調理業務等を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 学校給食法（昭和29年法律第160号）

【改正内容】 名称及び位置（条例第2条関係）

名称	位置
<u>三田市立狭間が丘給食センター</u>	<u>三田市狭間が丘3丁目34番地</u>
三田市立ゆりのき台給食センター	三田市ゆりのき台6丁目8番地
三田市立清水山給食センター	三田市志手原1143番地

 削る

【施行期日】 平成25年4月1日

【その他】 この条例の改正に伴い、三田市職員安全衛生規則の一部改正を行う。